

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 7 日

水 曜 日

号 外

目 次

公 告

○平成27年度富山県人事行政の運営等の状況の公表

1

~~~~~  

## 公 告

  
~~~~~

平成27年度富山県人事行政の運営等の状況の公表

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）第6条の規定により、平成27年度における富山県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成28年 9 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 職員の任免及び職員数に関する状況

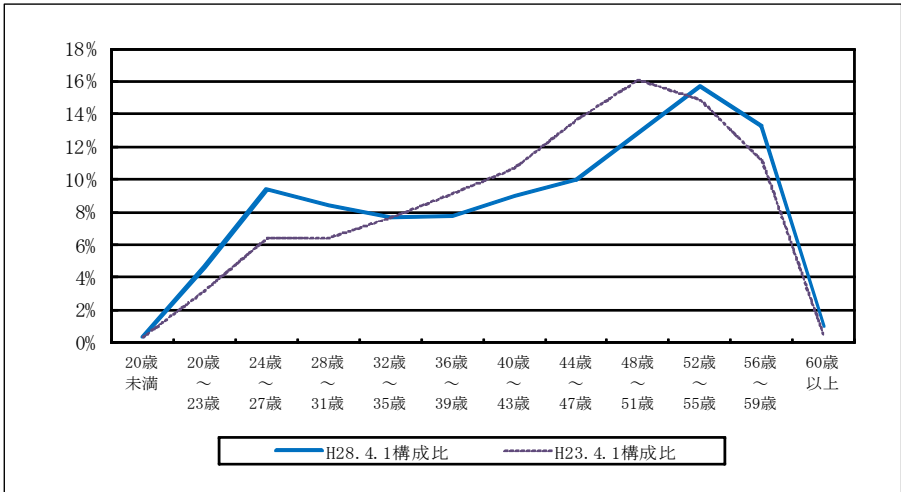
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	690	693	3	新アンテナショップ開設に伴う増
	民生・衛生	789	769	△20	高志リハビリテーション病院、高志通園センター、高志学園の再編統合に伴う減
	商工・労働	244	247	3	雇用対策強化、伏木富山港利用促進強化に伴う増
	農林水産	797	782	△15	全国豊かな海づくり大会終了に伴う減
	土 木	734	738	4	被災地派遣に伴う補充、再任用短時間からの振替
	小 計	3,254	3,229	△25	(参考:人口10万人当たり職員数304人)
部 門 特 別 行 政	教 育	8,798	8,762	△36	児童数の減による教職員数の減
	警 察	2,268	2,267	△1	特捜部門の整理統合に伴う減
	小 計	11,066	11,029	△37	(参考:人口10万人当たり職員数1,037人)
会 計 公 営 企 業 等	病 院	950	999	49	先端医療棟の体制整備に伴う増
	そ の 他	114	114	0	
	小 計	1,064	1,113	49	
合 計		15,384 [16,409]	15,371 [16,408]	△13 [△1]	(参考:人口10万人当たり職員数1,446人)

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年 4 月 1 日現在)



(平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 55	人 709	人 1,444	人 1,299	人 1,183	人 1,192	人 1,379	人 1,529	人 1,969	人 2,421	人 2,039	人 152	人 15,371
構成比	% 0.4	% 4.6	% 9.4	% 8.5	% 7.7	% 7.8	% 9.0	% 9.9	% 12.8	% 15.8	% 13.3	% 1.0	% 100

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、定員適正化計画及び集中改革プランに基づき、平成21年度から平成26年度までの5年間で、職員数(基準:平成21年4月1日[3,584人])の7.2%(257人)の削減、平成16年4月(4,159人)からの10年間で20%(832人)の削減に努めてきた結果、平成21年4月からの5年間で8.3%(297人)、平成16年4月からの10年間で21.0%(872人)の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

さらに、依然として厳しい社会経済情勢や行政の簡素効率化に不断に取り組む必要があることに鑑み、平成27年2月に新たに定員管理計画を策定し、職員数を平成31年

4月1日までに、平成26年4月1日を基準として5%（165人）削減、その上で今後の社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、県政の重要施策や新たな行政需要に対応が必要な部門には2%（65人）の範囲内で必要な人員を措置し、純減としては3%（100人）以上の削減を目指すこととしたところですが、平成28年4月までの2年間で1.8%（58人）の削減となりました。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	計
職員数	3,287	3,254	3,229				
増減数	(基準)	△33	△25				△58
増減率		△1.0%	△0.8%				△1.8%

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成22年4月1日〔987人〕）の7.3%（72人）の削減を目標としていたところ、平成25年度に目標を達成し、さらに平成27年4月までの5年間で、8.5%（84人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

定員の管理については、行政の簡素化・効率化を進め、引き続き努力していく必要があることから、平成27年4月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、平成32年4月1日までに3%の削減を目指すこととしております。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	計
職員数	903	897					
増減数	(基準)	△6					△6
増減率		△0.7%					△0.7%

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成23年度から平成28年度までの5年間で、職員数（基準：平成23年4月1日〔144人〕）の7.7%（11人）の削減を目標としていたところ、平成28年4月までの5年間で、7.7%（11人）の削減となり、目標を達成しました。

《定員適正化計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	計	目標
職員数	144	140	138	137	135	133		133
増減数	(基準)	△4	△2	△1	△2	△2	△11	△11
増減率		△2.8%	△1.4%	△0.7%	△1.4%	△1.4%	△7.7%	△7.7%

④ 適正化の手法（平成28年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
 イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
 ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 行政改革による人員の削減状況

	H16.4.1								累計
	基準	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	
一般行政部門	4,159	3,479	3,423	3,364	3,332	3,287	3,254	3,229	—
	—	△ 105	△ 56	△ 59	△ 32	△ 45	△ 33	△ 25	△ 930
	—	△ 2.5	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.6	△ 22.4
特別行政部門	11,633	11,213	11,258	11,240	11,180	11,151	11,066	11,029	—
	—	△ 111	45	△ 18	△ 60	△ 29	△ 85	△ 37	△ 604
	—	△ 1.0	0.4	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.3	△ 5.2
教育部門	9,429	8,969	9,015	8,986	8,933	8,907	8,798	8,762	—
	—	△106	46	△ 29	△ 53	△26	△109	△36	△667
	—	△1.1	0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.3	△1.2	△0.4	△7.1
警察部門	2,204	2,244	2,243	2,254	2,247	2,244	2,268	2,267	—
	—	△ 5	△ 1	11	△ 7	△3	24	△1	63
	—	△ 0.2	△ 0.0	0.5	△ 0.3	△ 0.1	1.1	△ 0.0	2.9
公営企業等	1,048	1,023	1,008	1,032	1,047	1,055	1,064	1,113	—
	—	△ 19	△ 15	24	15	8	9	49	65
	—	△ 1.8	△ 1.4	2.3	1.4	0.8	0.9	4.7	6.2
合 計	16,840	15,715	15,689	15,636	15,559	15,493	15,384	15,371	—
	—	△ 235	△ 26	△ 53	△ 77	△ 66	△109	△13	△1,469
	—	△ 1.4	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.1	△ 8.7

注1 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16.4.1職員数）に対する比率です。

注2 累計の下欄の上段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減数、下段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減率です。

(4) 採用の状況（平成27年度）

- ①知事部局等 215人採用（競争試験：89人、選考：126人）
※平成26年度 228人採用（競争試験：100人、選考：128人）
- ②教育委員会 339人採用（競争試験：3人、選考：336人）
※平成26年度 327人採用（競争試験：1人、選考：326人）
- ③警察本部 104人採用（競争試験：102人、選考：2人）
※平成26年度 74人採用（競争試験：71人、選考：3人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成27年度）

- ① 知事部局等
- ア 一般職員 317人（部長：6人、次長：10人、室長：24人、
課長：68人、課長補佐：117人、係長：92人）
- ② 教育委員会
- ア 一般職員 32人（室長：3人、課長：2人、課長補佐：24人、
係長：3人）
- イ 教員 156人（校長：66人、教頭：90人）
- ③ 警察本部
- ア 一般職員 14人（課長：2人、管理官：3人、課長補佐：2人、
係長：7人）
- イ 警察官 88人（警視：14人、警部：25人、警部補：49人）

注（ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成27年度）

- ① 知事部局等 259人退職（※平成26年度 270人退職）
- ② 教育委員会 421人退職（※平成26年度 342人退職）
- ③ 警察本部 163人退職（※平成26年度 142人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
27 年度	1,080,160	493,582,029	1,351,004	135,927,685	27.5
26 年度	1,085,710	520,587,304	1,261,254	135,813,623	26.1

注 1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注 2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注 3 住民基本台帳人口は、各年 1 月 1 日時点での人口です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費			計B	一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27 年度	14,258	63,708,243	11,338,161	23,987,945	99,034,349	6,946
26 年度	14,320	65,117,736	11,209,635	23,788,734	100,116,105	6,991

注 1 職員手当には退職手当を含みません。

注 2 職員数は、各年 4 月 1 日現在の人数です。

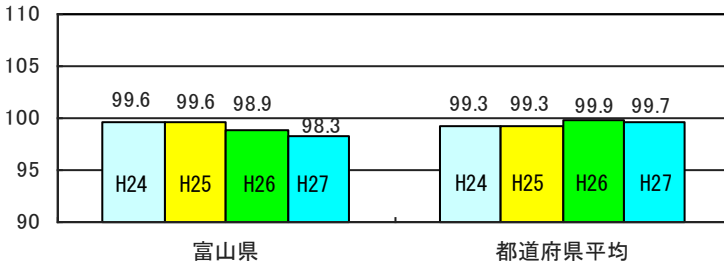
(3) 特記事項

- ・特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		H17. 4. 1～ H20. 3. 31	H20. 4. 1～ H23. 3. 31	H23. 4. 1～ H25. 6. 30	H25. 7. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～
特別職	知事	△10%	△18%※	△18%※	△20%※	△17%※	△16%※	△14%
	副知事等	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※	△9%
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%	△2%
			富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%	上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%	△1%
	課長補佐級～ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※	富山市勤務者等 △7.77%※	富山市勤務者等 △2%※	富山市勤務者等 △1%※	—
			富山市勤務者等 △1%	—	富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%	富山市勤務者等 —	富山市勤務者等 —	—
一般職員								

※地域手当の凍結分(平成20～25年度は△3%、平成26年度は△2%、平成27年度は△1%)を含みます。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



注 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

注 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値です。

(5) 一般行政職給料表の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
最高号給の給料月額	246,100	303,000	348,800	379,800	391,800	409,000	443,700	467,400	526,300	558,300

注 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成28年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44 歳 2 月	335,300 円	411,500 円
27年 4 月 1 日現在	44 歳 4 月	340,000 円	419,300 円

注 1 平均給料月額とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。（以下同様です。）

注 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	57歳3月	321,200円	355,600円
27年4月1日現在	55歳9月	340,400円	380,000円
うち運転手	56歳8月	323,200円	358,700円
27年4月1日現在	55歳2月	352,300円	403,000円
うち用務員	54歳10月	341,900円	352,800円
27年4月1日現在	55歳9月	357,400円	381,400円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳8月	388,200円	435,500円
27年4月1日現在	45歳11月	393,600円	439,800円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳7月	366,900円	402,800円
27年4月1日現在	43歳11月	370,400円	404,200円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳10月	317,200円	422,600円
27年4月1日現在	39歳3月	320,100円	421,600円

(8) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	183,300円	176,700円
	高校卒	149,000円	144,600円
技 能 労 務 職	高校卒	142,000円	—
	中学卒	134,000円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	204,700円	—
	短大卒	179,600円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	204,700円	—
	短大卒	182,300円	—
警 察 職	大学卒	209,700円	205,200円
	高校卒	173,600円	166,700円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
		一 般 行 政 職	大学卒	280,200円	331,300円
	高校卒	218,800円	266,900円	309,800円	
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し	
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し	
高等学校 教 育 職	大学卒	320,700円	373,300円	404,900円	
	短大卒	287,900円	316,900円	309,800円	
小・中学校 教 育 職	大学卒	329,300円	368,800円	398,400円	
	短大卒	291,400円	343,700円	368,900円	
警 察 職	大学卒	302,600円	349,300円	385,100円	
	高校卒	267,600円	311,500円	358,300円	

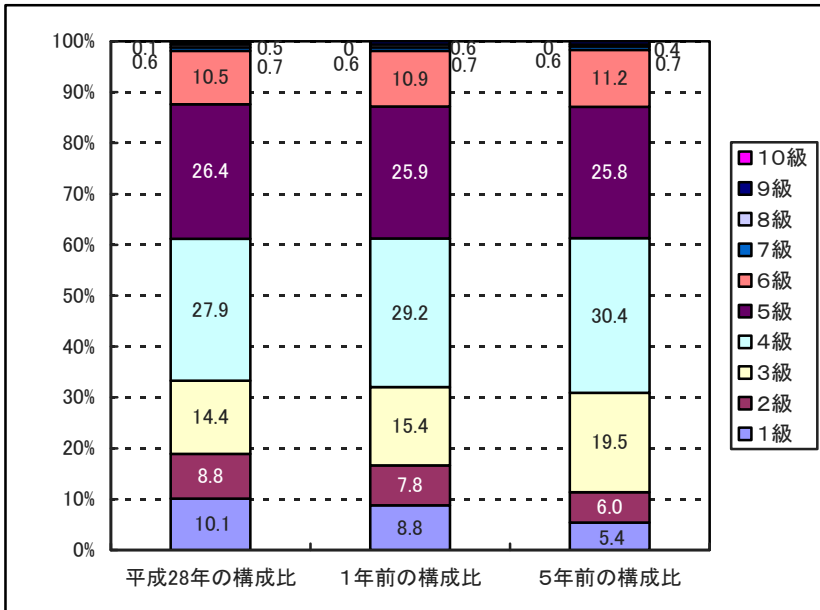
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(10) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	336	10.1	8.8	5.4
2級	主事、技師	291	8.8	7.8	6.0
3級	係長、主任	476	14.4	15.4	19.5
4級	係長、主任	925	27.9	29.2	30.4
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	874	26.4	25.9	25.8
6級	本庁の課長、出先機関の長	349	10.5	10.9	11.2
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	24	0.7	0.7	0.7
8級	本庁の次長	19	0.6	0.6	0.4
9級	本庁の部長	17	0.5	0.6	0.6
10級	本庁の部長	2	0.1	0	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(11) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前1年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8号給）を決定。

平成28年1月1日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1月1日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた1年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,700名中、上位区分（1～8号給）に決定された者が 393名（14.6%）、標準区分（0～4号給）に決定された者が 2,301名（85.2%）、下位区分（0～2号）に決定された者が6名（0.2%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55歳以上の職員は標準区分（0号給）、上位区分（1～2号給）であるため。

(12) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,509 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5～10%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5～10%

注（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤労手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6月支給分は前年度後期（10～3月）、12月支給分は当年度前期（4～9月）の結果を用いる）及び勤労手当支給前6月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～118.5/100）を決定。

平成28年6月の勤労手当において、行政職（知事部局）の職員 2,786名中、上位区分（86/100～118.5/100）に決定された者が 813名（29.2%）、標準区分（78.5/100～98.5/100）に決定された者が 1,965名（70.5%）、下位区分（0/100～65/100）に決定された者が 8名（0.3%）であった。

※「〇/100～〇/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分 (勤続43年以上)	49.59 月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59 月分 (勤続43年以上)	49.59 月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
自己都合 その他					
1人当たり					
平均支給額	899 千円	22,762 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成28年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		840,582千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成27年度決算）		106,014円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18人	20%	20%
大阪市	1人	16%	16%
名古屋市	1人	15%	15%
富山市	7,735人	3%	3%
上記以外の県内市町村	7,359人	0%	0%
医師	154人	16%	16%
総計・平均支給率（注2）	15,268人	1.71%	1.71%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成28年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		1,371,018千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成27年度決算）		196,674円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		45.7%	
注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		（10.7%）	
手当の種類（手当数）		27種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額10,500円以内又は日額 500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の 100分の16以内

病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円以内又は給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の8以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,300円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額300円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額450円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	日額300円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の8以内又は日額740円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額300円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額820円

職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により月額 810円以内又は月額 6,600円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	月額670円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	月額1,000円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	月額300円等
高压ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高压ガスの製造施設等の立入検査	月額300円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	月額2,000円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	月額16,000円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	月額290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	月額200円

教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
平成 27 年度決算	3,237,119 千円	499 千円
平成 26 年度決算	3,266,521 千円	507 千円

⑥その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給額 (27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ① 1 人につき 6,500円 ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2) ①同じ ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000円を加算	千円 1,394,333	円 235,569
住居手当	借家等 (1)家賃 20,000 円以下の場合 家賃 - 9,000 円 (2)家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 20,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円)	異	○国の制度 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円)	千円 547,620	円 315,813
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 34,890 円	異	○国の制度 (1)同じ (2) 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 31,600 円	千円 1,468,161	円 110,846

	(3)駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)		(3)なし		
初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給(最高支給月額307,800円) 獣医師 採用後20年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給(最高支給月額35,000円)	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 424,913	円 2,124,567
单身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に8,000~70,000円を加算	同		千円 71,280	円 341,053
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同		千円 1,159,941	円 754,188
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、特勤手当・へき地手当、月額の特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 453,431	円 69,952
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数			千円 232,524	円 35,872
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等	同		千円 495,497	円 274,361

	6,600円 ・福祉施設等における管理監督 7,200円 ・医療当直看護師等6,700円 医師 20,000円				
管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2)管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000～6,000円を支給	同		千円 4,336	円 309,714
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 51,205	円 59,680
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地4% 4級地 16% 2級地8% 5級地 20% 3級地12% 6級地 25%	同		千円 13,661	円 719,019
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			千円 567,447	円 70,736
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の8%（管理職手当受給職員は6%）を支給			千円 96,558	円 410,885
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の8%を支給			千円 111,307	円 445,230

へき地 手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 8% 4 級地 20% 2 級地 12% 5 級地 25% 3 級地 16% 準ずる地域 4%		千円 32,338	円 340,401
農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じた8,500～14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外		千円 22,271	円 166,203

(13) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額
給 料	知 事	1,118,000 円 (1,300,000 円)
	副知事	928,200 円 (1,020,000 円)
報 酬	議 長	910,000 円
	副議長	860,000 円
	議 員	780,000 円
期 末 手 当	知 事	(27 年度支給割合)
	副知事	3.15 月分
	議 長	(27 年度支給割合)
	副議長	3.15 月分
	議 員	
退 職 手 当		(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.65 40,560 千円 (任期毎)
	副知事	102 万円×在職月数×0.45 22,032 千円 (任期毎)

注1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成28年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8 : 30～17 : 15
休 憩 時 間	12 : 00～13 : 00

注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	平成27年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20日 (1年あたり)	平均 10.1日	平均 9.0日	平均 5.6日	
特 別 休 暇	夏期休暇	5日以内(1年あたり)	平均 4.6日	平均 4.6日	平均 4.4日
	ボランティア休暇	5日以内(1年あたり)	取得者 1人	取得者 26人	取得者 一人
	育児参加休暇	5日以内(1年あたり)	取得者 46人	取得者 47人	取得者 3人
	家族看護休暇	5日以内(1年あたり)	取得者408人	取得者 983人	取得者 66人
	短期介護休暇	5日以内(1年あたり)	取得者 42人	取得者 110人	取得者 1人
	育児時間	1日2回、1日を 通じて90分以内	取得者 77人	取得者 29人	取得者 21人
病気休暇	原則90日以内	取得者140人	取得者 179人	取得者 93人	
介護休暇	6月以内	取得者 一人	取得者 3人	取得者 一人	

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、平成27年（H27. 1. 1～H27. 12. 31）の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成27年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	平成27年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 76人	取得者 155人	取得者 16人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 一人	取得者 2人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 一人	取得者 1人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 8人	取得者 2人	取得者 7人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注 取得者数は、平成27年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成27年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	－人	12 人	－人	－人	12 人
教育委員会	－人	82 人	－人	－人	82 人
警察本部	－人	12 人	－人	－人	12 人
合 計	－人	106 人	－人	－人	106 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成27年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	－人	－人	－人	1 人	1 人
教育委員会	－人	2 人	－人	1 人	3 人
警察本部	－人	1 人	－人	－人	1 人
合 計	－人	3 人	－人	2 人	5 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成27年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	－件	41件	5件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	－件	－件	－件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	53件	22件	－件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	－件	－件	－件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	10件	3件	－件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	471件	90件	16件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	10件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	一件	57件	1件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	9件	一件	一件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲において勤務しないこと	一件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	一件	一件
合 計	553件	213件	22件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成27年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	40件	22件	1件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,845件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

7 職員の人事評価の状況

(1) 勤務評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次のとおりです。

① 知事部局等

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 年間を対象に実施します。

② 教育委員会

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の 11 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 年間を対象に実施します。

③ 警察本部

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の 12 月 1 日から 11 月 30 日までの 1 年間を対象に実施します。

(2) 業績評価の状況

知事部局等では、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

8 職員の退職管理の状況

平成27年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		県（特別職・再任用・嘱託）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体	
知事部局等	77人	71人	22人	14人	14人	21人
教育委員会	59人	46人	15人	—人	4人	27人
県警本部	12人	11人	—人	—人	4人	7人
合計	148人	128人	37人	14人	22人	55人

※退職者数は、課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

平成27年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
繰返し研修		70日	1,011人
	新任所属長研修	2日	33人
	新任所属長代理研修	3日	72人
	新任係長研修	10日	94人
	職員3年目研修	39日	105人
	新任職員研修	13日	407人
	ステップ1研修(34歳)	1日	76人
	ステップ2研修(40歳)	1日	115人
	ステップ3研修(46歳)	1日	109人
単位制研修		69日	1,073人
	課長クラス向け研修	4日	47人
	課長補佐クラス研修	12日	141人
	係長クラス研修	12日	148人
	主任クラス向け研修	23日	386人
	主事・技師クラス向け研修	18日	351人
キャリア開発研修		64日	615人
	管理者(合同)研修	1日	75人
	中堅職員交流研修会	1日	8人
	富山県・長野県若手職員共同研修	4日	4人
	若手職員初心に帰る研修	1日	60人
	自己の棚卸し研修	1日	3人
	キャリアデザイン研修	2日	18人
	キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	1日	9人
	ナレッジ研修	21日	160人
	仕事・子育て両立支援研修	1日	20人
	女性職員キャリアサポート研修	1日	28人
	働きやすい職場環境づくり促進研修	1日	32人
	事務職員総合研修	3日	42人
	その他	26日	156人
合 計		203日	2,699人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数		
基 本 研 修	年 次 研 修	初任者研修会	小・中・高・特	15日	213人	
		新規採用教職員研修会	幼	8日	39人	
			養教	13日	19人	
			6年次教職員研修会		4日	139人
			11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	123人
		16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	335人	
		管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	273人
			小・中学校初任校長研修会		2日	30人
			県立学校校長研修会		1日	65人
			県立学校初任校長研修会		1日	20人
			小中県立学校3年次校長研修会		半日	48人
			「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		1日	70人
			校長・教頭倫理指導研修会		1日	118人
			園長等運営管理協議会		2日	63人
			小・中学校教頭研修会		1日	291人
			小・中学校初任教頭研修会		2日	32人
			県立学校教頭研修会A		1日	42人
			県立学校教頭研修会B		1日	29人
			県立学校教頭研修会		1日	122人
			県立学校事務(部)長研修会		1日	56人
		職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日	51人
			新任教務主任研修会(県立)		3日	24人
			県立学校等教務主任研修会		1日	72人
			生徒指導主事研修会	小・中	1日	302人
				高・特	1日	69人
	校内研修活性化研修会			3日	34人	
	保健主事研修会			1日	164人	
	給食主任研修会			1日	154人	
	特別支援学級等新任担当教員研修会			5日	71人	
	特別支援教育研修会(小・中学校、高等学校)			4日	208人	
	特別指導者招へい研修講座			10日	21人	
	養護教諭研修会			1日	380人	
	養護教諭1/3研修会			1日	93人	
	栄養教諭・学校栄養職員研修会			2日	227人	
	学校給食指導者研修会			2日	77人	
	学校事務職員給与・旅費事務研修会			1日	34人	
	衛生管理研修会		1日	69人		
	県立学校校務助手等研修会		1日	30人		
	交通安全講習会		1日	80人		

研 修 名		開講日数	受講者数
理科	理科教育講座	8 日	68人
	高等学校理科実験実技研修会	2 日	26人
英語	英語教員研修会	3 日	95人
体育	小学校体育実技指導者講習会	2 日	137人
	中・高等学校体育実技指導者講習会	1 日	62人
	運動部活動指導者研修会	1 日	20人
	水泳指導者講習会	1 日	48人
	集団登山引率者講習会	4 日	62人
産業	産業教育新技術等講習会	5 日	100人
教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1 日	178人
	小学校教育課程研究協議会	1 日	1,241人
	中学校教育課程研究協議会	1 日	588人
	高等学校教育課程講習会	1 日	71人
	特別支援学校教育課程研究協議会	1 日	182人
教育相談	学校カウンセリング講座	10日	125人
生活指導	生徒指導セミナー	5 日	381人
進路指導	中・高進路指導研修会	4 日	328人
情報教育	初歩からのプログラミング研修会	2 日	23人
	デジタル教材活用研修会	4 日	30人
	授業力向上のための I C T 活用研修会	4 日	44人
	校務のための P C 活用研修会	8 日	119人
	児童生徒の I C T 活用の充実と情報モラル指導研修会	4 日	21人
特別支援教育	特別支援教育講座	6 日	30人
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2 日	32人
	発達障害教育研修会	1 日	77人
	特別支援教育コーディネーター研修会	2 日	30人
図書館教育	図書館教育講習会	1 日	74人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2 日	17人
学校経営	小・中学校経営研修会	3 日	40人
	県立学校経営研修会	3 日	30人
保育	保育技術協議会	2 日	53人

(3) 警察本部

研修機関	課 程 名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2 週又は 3 週	6 人	
	任用科	警部本課程 (50歳未満)	4 月	14人
		警部特別短期課程 (50歳以上56歳未満)	2 週	3 人
		課長補佐 (50歳未満の一般職員)	2 週	2 人
		教官養成科	1 月	6 人
		専科	5 日～37 日	26人
		指定職種任用科	5 日～19 日	6 人
		研究科	10日～66日	2 人
	特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4 月	1 人
		捜査幹部養成科	2 週	2 人
	国際警察センター	語学研修科・専科	10日～325日	5 人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	9 日～88 日	3 人
附属警察情報通信学校	専科	5 日～10 日	3 人	
管区警察学校	任用科	警部補 (46歳未満)	8 週	23人
		巡査部長 (41歳未満)	6 週	52人
		係長 (46歳未満の一般職員)	2 週	2 人
		主任 (41歳未満の一般職員)	2 週	4 人
	専科	5 日～26 日	48人	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	88人
		新規採用の一般職員	23日	10人
		初任補修科	3月又は2月	70人
	任用科	警部補 (46歳以上)	12日	11人
		巡査部長 (41歳以上)	12日	3 人
		部門別 (各部門に新規採用警察官)	2 週～4 週	52人
		専科	3 日～2 週	287人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現任科	3 日～85 日	10人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成27年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康 管理	定期健康診断	全職員	3,561人	3,113人	1,411人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,369人	4,032人	912人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,260人	—	1,166人
	健康相談	希望職員	620人	健康管理医配置 56校 心の健康管理医 4人委嘱	483人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	287人	—	1,220人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	147人	362人	124人
福利厚生事業に係る決算額			千円 104,437	千円 147,091	千円 61,240
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 1,361	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成 27 年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	保健給付 医療の給付 高額療養費 出産費	件 92,922	千円 941,352	件 176,208	千円 1,748,652	件 52,386	千円 628,099
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	824	151,438	1,786	360,481	248	48,653
	災害給付 災害見舞金	1	1,574	1	1,410	—	—
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	755	28,621	1,697	75,232	470	17,637
計		94,502	1,122,986	179,692	2,185,775	53,104	694,389

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成27年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	51	2,300	90	16,330	52	15,549
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	7,186	0	0	1	4,379
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,495	8	17,850	9	24,512
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	6	2,736	9	3,648	10	5,778
計		63	18,717	107	37,828	72	50,218

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

平成27年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験			第 二 次 試 験			最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		拡大枠合格者 (31～35歳)		試験日	
				受験 者数 (c)	受験率 (c/b)	合格 者数 (d)	競争 倍率 (c/d)	受験 者数 (e)	受験率 (e/d)		合格 者数 (f)	人数 (g)	比率 (g/f)	人数 (h)		比率 (h/f)
上 級	62	428	6.9倍	329	76.9%	115	2.9倍	109	94.8%	71	4.6倍	32	45.1%	5	7.0%	(第一次) 平成27年6月28日 (第二次) 平成27年7月17、18日、 8月4～7、10、11日 (第一次:平成27年11月28日 第二次:平成27年12月22日)
総合行政	7	68	9.7倍	47	69.1%	16	2.9倍	15	93.8%	10	4.7倍	6	60.0%	0	0.0%	
警察事務	1	10	10.0倍	10	100.0%	5	2.0倍	4	80.0%	2	5.0倍	1	50.0%	1	50.0%	
心理	1	9	9.0倍	8	88.9%	3	2.7倍	3	100.0%	2	4.0倍	2	100.0%	1	50.0%	
社会福祉	3	25	8.3倍	20	80.0%	7	2.9倍	6	85.7%	4	5.0倍	1	25.0%	1	25.0%	
環境	1	17	17.0倍	15	88.2%	8	1.9倍	7	87.5%	1	15.0倍	1	100.0%	0	0.0%	
管理栄養士	1	3	3.0倍	2	66.7%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
工業研究(機械)	3	12	4.0倍	9	75.0%	8	1.1倍	8	100.0%	4	2.3倍	2	50.0%	0	0.0%	
農業	2	9	4.5倍	4	44.4%	3	1.3倍	3	100.0%	2	2.0倍	1	50.0%	0	0.0%	
林業	1	8	8.0倍	5	62.5%	4	1.3倍	4	100.0%	1	5.0倍	1	100.0%	0	0.0%	
水産	18	38	2.1倍	25	65.8%	23	1.1倍	23	100.0%	17	1.5倍	2	11.8%	3	17.8%	
総合土木	2	6	3.0倍	5	83.3%	3	1.7倍	3	100.0%	3	1.7倍	1	33.3%	1	33.3%	
建築	1	3	3.0倍	3	100.0%	2	1.5倍	1	50.0%	1	3.0倍	0	0.0%	1	100.0%	
建築設備(電気)	3	24	8.0倍	16	66.7%	7	2.3倍	6	85.7%	5	3.2倍	0	0.0%	1	20.0%	
電気	10	35	3.5倍	28	80.0%	20	1.4倍	18	90.0%	8	3.5倍	1	12.5%	4	50.0%	
総合土木(特別募集)	116	695	6.0倍	526	75.7%	226	2.3倍	212	93.8%	132	4.0倍	51	38.6%	18	13.6%	
計(特別募集除く)	106	660	6.2倍	498	75.5%	206	2.4倍	194	94.2%	124	4.0倍	50	40.3%	14	11.3%	
中 級	5	16	3.2倍	13	81.3%	13	1.0倍	11	84.6%	8	1.6倍	7	87.5%	—	—	(第一次) 平成27年9月27日 (第二次) 平成27年10月19日、 10月27、28日
臨床検査技師	3	28	9.3倍	28	100.0%	8	3.5倍	8	100.0%	5	5.6倍	5	100.0%	—	—	
学校栄養職員	8	44	5.5倍	41	93.2%	21	2.0倍	19	90.5%	13	3.2倍	12	92.3%	—	—	
計	10	60	6.0倍	56	93.3%	20	2.8倍	19	95.0%	13	4.3倍	9	69.2%	—	—	
初 級	2	4	2.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	3	100.0%	1	4.0倍	1	100.0%	—	—	(第二次) 平成27年10月19日、 10月27、28日
一般事務(身体障害者)	3	39	13.0倍	24	61.5%	13	1.8倍	11	84.6%	8	3.0倍	7	87.5%	—	—	
警察事務	15	103	6.9倍	84	81.6%	36	2.3倍	33	91.7%	22	3.8倍	17	77.3%	—	—	
計	3	160	53.3倍	129	80.6%	17	7.6倍	15	88.2%	5	25.8倍	1	20.0%	—	—	
職務経験者(UJターン)行政	142	1,002	7.1倍	780	77.8%	300	2.6倍	279	93.0%	172	4.5倍	81	47.1%	—	—	(第一次:平成27年10月18日 第二次:平成27年11月22日)
職 員 総 計	142	1,002	7.1倍	780	77.8%	300	2.6倍	279	93.0%	172	4.5倍	81	47.1%	—	—	
警 官	42	249	5.9倍	148	59.4%	125	1.2倍	88	70.4%	46	3.2倍	—	—	—	—	(第一次) 平成27年7月12日 (第二次) 平成27年8月17日、 8月31～9月4日
男性警察官A(第1回)	1	2	2.0倍	1	50.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	—	—	—	—	
男性警察官A(共通(剣道))	1	0	0.0倍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
男性警察官A(共通(柔道))	6	80	13.3倍	46	57.5%	26	1.8倍	17	65.4%	8	5.8倍	—	—	—	—	
女性警察官A(第1回)	10	151	15.1倍	44	29.1%	37	1.2倍	33	89.2%	13	3.4倍	—	—	—	—	(第一次) 平成27年9月20日 (第二次) 平成27年10月26日、 11月10～13、16日
男性警察官A(第2回)	2	47	23.5倍	16	34.0%	7	2.3倍	5	71.4%	2	8.0倍	—	—	—	—	
女性警察官A(第2回)	28	222	7.9倍	115	51.8%	101	1.1倍	91	90.1%	33	3.5倍	—	—	—	—	
男性警察官B	4	74	18.5倍	45	60.8%	13	3.5倍	12	92.3%	5	9.0倍	—	—	—	—	
女性警察官B	94	825	8.8倍	415	50.3%	310	1.3倍	247	79.7%	108	3.8倍	—	—	—	—	

※ 「男性警察官A」「男性警察官B」は富山県を第一志望とした者の数

② 受験資格（平成27年度実施分）

<上級>(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者

(イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	資 格 ・ 免 許
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成28年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社 会 福 祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成28年3月までに同資格を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成28年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者

<職務経験者（U I J ターン）>

次の全てに該当する者

ア 昭和31年4月2日以降に生まれた者

イ 富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が7年以上ある者（平成27年3月31日現在）

ウ 平成27年8月31日現在で富山県外に在住の者

<中級・初級>

試験区分	受 験 資 格	
中 級	臨床検査技師	昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、臨床検査技師免許を有する者又は平成28年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	学校栄養職員	昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、栄養士免許を有する者又は平成28年4月までに栄養士免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6級） イ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能なる者 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 エ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	警 察 事 務	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男性警察官 A 男性警察官 A（武道）	昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官 B	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成27年度採用試験実施日程

試 験 名	公 告 日	受験申込受付期間	第一次 試験日	第一次試験 合格発表日	最終合格 発表日
上 級	27. 5. 14	27. 5. 18 ～ 27. 6. 5 ※27. 5. 18 ～ 27. 6. 2	27. 6. 28	27. 7. 7	27. 8. 25
中 級	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 27	27. 10. 8	27. 11. 5
初 級	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 27	27. 10. 8	27. 11. 5
初 級 (身体障害者対象)	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 27	27. 10. 8	27. 11. 5
男性警察官A (第1回)	27. 5. 14	27. 5. 18 ～ 27. 6. 9 ※27. 5. 18 ～ 27. 6. 4	27. 7. 12	27. 7. 28	27. 9. 11
男性警察官A (第2回)	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 20	27. 10. 8	27. 11. 25
女性警察官A (第1回)	27. 5. 14	27. 5. 18 ～ 27. 6. 9 ※27. 5. 18 ～ 27. 6. 4	27. 7. 12	27. 7. 28	27. 9. 11
女性警察官A (第2回)	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 20	27. 10. 8	27. 11. 25
男性警察官B	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 20	27. 10. 8	27. 11. 25
女性警察官B	27. 5. 14	27. 8. 5 ～ 27. 8. 26 ※27. 8. 5 ～ 27. 8. 21	27. 9. 20	27. 10. 8	27. 11. 25
職務経験者 (U I J ターン)	27. 8. 28	27. 8. 31 ～ 27. 9. 20 ※27. 8. 31 ～ 27. 9. 20	27. 10. 18	27. 11. 5	27. 12. 7
上 級 (特別募集)	27. 10. 26	27. 10. 27 ～ 27. 11. 13	27. 11. 28	27. 12. 8	28. 1. 14

※インターネットで申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（平成27年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

部局 職種・職層		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	樹木立学校		
一 般 職 員 事 務 系	部長	1						1	
	次長				1			1	
	室長	1						1	
	課長	2			15			17	
	課長補佐	2			5			7	
	係長			1				1	
	係員	1						1	
小計	7		1	21			29		
一 般 職 員 技 術 系	部長								
	次長	1						1	
	室長								
	課長								
	課長補佐								
	係長								
	係員	10		2				12	
小計	11		2				13		
警 察 官	警視			1				1	
	警部			5				5	
	警部補			7				7	
	巡査部長			5				5	
	巡査長			2				2	
	巡査			1				1	
	小計			21				21	
計	18		24	21				63	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成27年度人事委員会実施分）

職員 区分	部局 昇任後 の職層等	知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計	
					事務局	県立 学校	市町村 立学校			
一 般 職 員	事 務	部長	7					1	8	
		次長	6			1			1	8
		室長	12	1		3			1	17
		課長	26		3	3	3			35
		課長補佐	46		10	15	1	10	4	86
		係長	23		5	1	1	1		31
		(小計)	120	1	18	23	5	11	7	185
	技 術	部長	2							2
		次長	3	1						4
		室長	10							10
		課長	40	1						41
		課長補佐	82	3	1					86
		係長	54							54
(小計)		191	5	1					197	
合計		311	6	19	23	5	11	7	382	
警 察 官	警 視	部長			7				7	
		参事官			9				9	
		課長			8				8	
		(小計)			24				24	
	警 部	次席			21				21	
		総括実務指導官			4				4	
		(小計)			25				25	
	警 部 補	主任実務指導官			27				27	
		係長総括			12				12	
		(小計)			39				39	
巡 査 部 長	実務指導官			23				23		
	巡査長			57				57		
	合計			168				168		

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、平成27年10月19日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

< 公民給与の比較 >

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.37% (1,379円) 下回っている。

なお、特例条例による減額後の職員給与と比較すると職員給与が民間の給与を1人当たり平均1.14% (4,268円) 下回ることになる。

[平成27年4月分給与公民較差]

・特例条例による減額前 1,379円 (0.37%)

・特例条例による減額後 4,268円 (1.14%)

減額措置の内容：ア 給料 部長級△3% その他管理職△2%

イ 地域手当 △1%

(行政職平均給与月額 減額前 368,205円 減額後364,810円 (平均年齢44.2歳))

< 月例給の改定 >

県職員の給与が民間の給与を1,379円 (0.37%) 下回っていることから、月例給を引上。

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.22月 (県職員の年間支給月数 4.10月)

イ 支給月数の引上げ 年間月数 4.10月分→ 4.20月分 (勤勉手当を+0.10月分)

③ 給与制度の総合的見直しについて

人事院報告に準じて、平成28年度に所要の措置を講ずる。

ア 地域手当の支給割合の改定 支給割合の引上げ。

イ 単身赴任手当の支給額の改定 支給額の引上げ。

(2) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

・ 様々な手法を活用した適切な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図るなど、積極的な人材確保策を展開するとともに、時代に対応した職員の採用について検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努めていく。

・ 一部の技術職種において、人材の確保が困難な状況が続いており、今後、広報活動の拡充等により、これらの人材の確保対策の一層の強化に努めていく必要。

- ・ 本県では、身体障害者を対象とした職員採用試験を実施しているところであるが、平成25年に改正された障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、引き続き障害者の採用に努めていく必要。
 - ・ 学生の就職活動時期については、経団連の採用選考指針に基づく日程が平成27年度卒業・修了予定者から繰下げとなったが、今年度の結果を踏まえてその見直しが検討されることとなっている状況を踏まえ、本県の職員採用試験の日程についても、適切に対応していく必要。
- ② 女性の採用・登用の拡大
- ・ 平成27年、女性活躍推進法が成立したところであり、本県においても、その趣旨を踏まえ、女性が、職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要。
 - ・ 職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準。国では、意欲のある女性を公務に一層誘致するための働きかけを行うほか、公務に期待される能力を有する女性を幅広く採用できるよう、試験内容等の見直しを行ったところであり、こうした動きを注視していく必要。
 - ・ 富山県男女共同参画推進条例の基本理念として掲げられている「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域の拡大を推進していく必要。
- ③ 時代の要請に応じた職員の育成
- ・ 今後とも、北陸新幹線開業後の新しい時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要。
 - ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続き推進していくことが必要。
- ④ 人事評価制度の着実な推進
- ・ 知事部局等では、職務の目標達成度等を基本とした業績評価制度を実施し、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映させており、教育委員会では、すべての学校で自己申告・自己評価による教員評価制度が実施されている。
 - ・ 平成28年4月施行の改正地方公務員法の趣旨にも留意し、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、評価制度の着実な推進に取り組む必要。
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- ① 時間外勤務の縮減等
- ・ 時間外勤務の縮減には、管理監督者が、①終了時刻等を明示した指示の徹底、②各職員の時間外勤務状況の的確な把握、③業務量に応じた事務分担の見直し、④時間外勤務縮減計画の徹底、⑤職員が退庁しやすい環境づくりなどに努め、ま

た、職員一人ひとりも、仕事の進め方を考えながら時間管理に努め、計画的・効率的な事務処理を進めていくことなどが重要。

- ・ 学校現場においては、文部科学省が平成27年7月に作成したガイドラインや教育委員会で調査する多忙化解消のための実践事例等を基に、具体的な業務の改善方法を検討し、それぞれの学校ごとに、職場全体で時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいく必要。
- ・ 今後とも時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得の促進などに努め、総勤務時間の短縮に向けた実効性のある取組みを粘り強く進めていく必要。

② 育児等を行う職員への支援の推進

- ・ 平成27年3月に特定事業主行動計画を改訂し、①家族を対象とした看護休暇の新設など育児休業制度等の拡充、②男性職員が育児休業または連続5日以上の休暇を取得する「応援！子育てパパ運動」の実施、③早出遅出勤務の導入やテレワークの試行実施など多様な働き方の支援、に積極的に取り組んでおり、引き続き、各種制度の積極的な活用を図り、育児・介護等を行う職員の仕事と家庭の両立支援を推進していくことが重要。

③ 育児等を行う職員への支援の推進

- ・ 国では、朝型勤務の実施やフレックスタイム制の拡充が図られているが、本県においては、平成27年に試行した夏の朝型勤務制度の実施状況や、各省庁のフレックスタイム制拡充に向けた動き、他の都道府県の動向などを踏まえながら、多様な働き方の仕組みづくりについて検討が必要。

(4) 健康管理の推進等

- ・ メンタルヘルス不調は、より長期間の療養を必要とし、職員本人はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その予防、早期発見・早期対応に取り組むとともに、引き続き、病気休職者等の円滑な職場復帰に努める必要。
- ・ 平成27年12月から施行される改正労働安全衛生法の趣旨を踏まえ、全職員を対象としてストレスチェック制度を導入することが必要。
- ・ セクシュアル・ハラスメント対策やパワー・ハラスメント対策については、引き続き、相談体制の充実など、職員にとって相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要。

(5) 雇用と年金の接続

- ・ 国家公務員については、平成28年度までに、雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされており、その動きを注視するとともに、雇用と年金の確実な接続が図られるよう、再任用の在り方を検討していく必要。

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成27年度において、前年度から繰り越した事案が2件ありましたが、すべて処理しました。

H27. 3. 31現在 未処理件数	H27. 4. 1～ H28. 3. 31の 措置要求件数	H27. 4. 1～ H28. 3. 31 の処理件数	左の内訳		H28. 3. 31現在 未処理件数
			H27. 3. 31 現在未処理 件数にかかる 処理件数	H27. 4. 1 ～H28. 3. 31 の措置要求に 係る処理件数	
2	0	2	2	0	0

14 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度において、不服申立て事案はありません。

